

白ナンバーでの有償による ご遺体搬送は**違法**です

霊柩運送事業は国土交通大臣の事業許可が必要です。



このような場合は違法又は違法となる可能性があります！

①他人からのご依頼によるご遺体搬送を自家用車（白ナンバー）を使用して有償で行うことは営業類似行為にあたり違法です。

②許可を取得した霊柩運送事業者が、届出された運賃・料金を適用せずにご遺体を搬送すると、違法となる可能性があります。

③介護タクシーによるご遺体搬送は、違法です。



「おとり広告」にご注意!

右記内容のチラシ、ホームページ広告などは景品表示法の不当表示とされる「おとり広告」に該当する要素が強いばかりではなく、その不当表示に基づく運送行為が確認された場合には、貨物自動車運送事業法違反となる可能性があります。

景品表示法に抵触する可能性がある ある不当表示の具体例

霊柩車によるご遺体搬送について

〇〇〇会の会員は、
霊柩車の搬送は無料

霊柩車、当社施行区域内は、
全額または一部当社負担

病院・自宅から無料サービス
(〇〇県全域、〇〇kmまで等)

当社でご葬儀の方は、
ご遺体搬送無料サービス

霊柩車、葬儀場所から火葬場まで
全額または一部当社負担

※最寄りの運輸支局へ届出された運賃・料金が適用されます。



一般社団法人
全国霊柩自動車協会



国土交通省